

石川県公報

令和元年11月14日（木曜日）

号 外

（第 39 号）

目 次

告 示	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2
-----	---	---------------------------------------

告 示

石川県告示第234号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「どんぐり Part.2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「漢吹き」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「とろとろ淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「チンギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「まぐわい」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「high class V2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオXXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「American Traditional Style」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「媚★薬」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「cyber sex」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HIGH TIMES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「梵打」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「姦淫堂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「アナニー剤」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「DRUNCH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「魔G-SPOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「キメ・前立腺」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「キメ爆汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「淫スベルマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SUMURAI liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「男欲ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「強トロマン♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「獄乱アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Dick Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「KANJIRU DICK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「痴乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「ほられ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「ガンポリック」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「淫覚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「MATATABI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「SHIMOBE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「とろまんGOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「911 LUSH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「EVOLVE MR-04」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「No.5」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP Doop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Mind Free」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Orgasm BAT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「INAZUMAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultimate Lemon RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX KING」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和元年11月15日

石川県告示第235号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1 - (ベンゾフラン-6-イル) - N - エチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1 - (ベンゾフラン-4-イル) - N - エチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) (1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和元年11月15日